

松江市告示第364号

令和4年度国民健康保険料率及び保険料軽減額を決定したので、松江市国民健康保険条例(平成17年松江市条例第230号)第16条第3項、第20条の5第3項、第24条第3項並びに第29条第2項、第3項及び第4項の規定により次のとおり告示し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年5月27日

松江市長 上 定 昭 仁

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の7.83
 - (2) 被保険者均等割 27,180円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 18,960円
 - イ 特定世帯 9,480円
 - ウ 特定継続世帯 14,220円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.83
 - (2) 被保険者均等割 9,840円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 6,600円
 - イ 特定世帯 3,300円
 - ウ 特定継続世帯 4,950円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.66
 - (2) 被保険者均等割 10,140円
 - (3) 世帯別平等割 5,160円
- 4 基礎賦課額の軽減額
 - (1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)
 - ア 被保険者均等割 19,026円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 13,272円
 - (イ) 特定世帯 6,636円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,954円
 - (2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)
 - ア 被保険者均等割 13,590円
 - イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	9, 480円
(イ) 特定世帯	4, 740円
(ウ) 特定継続世帯	7, 110円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	5, 436円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	3, 792円
(イ) 特定世帯	1, 896円
(ウ) 特定継続世帯	2, 844円

5 後期高齢者支援金等賦課額の軽減額

(1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)	
ア 被保険者均等割	6, 888円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4, 620円
(イ) 特定世帯	2, 310円
(ウ) 特定継続世帯	3, 465円
(2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)	
ア 被保険者均等割	4, 920円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	3, 300円
(イ) 特定世帯	1, 650円
(ウ) 特定継続世帯	2, 475円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	1, 968円
イ 世帯別平等割	
(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	1, 320円
(イ) 特定世帯	660円
(ウ) 特定継続世帯	990円

6 介護納付金賦課額の軽減額

(1) 条例第29条第1項第1号に規定する保険料の減額(7割軽減額)	
ア 被保険者均等割	7, 098円
イ 世帯別平等割	3, 612円
(2) 条例第29条第1項第2号に規定する保険料の減額(5割軽減額)	
ア 被保険者均等割	5, 070円
イ 世帯別平等割	2, 580円
(3) 条例第29条第1項第3号に規定する保険料の減額(2割軽減額)	
ア 被保険者均等割	2, 028円
イ 世帯別平等割	1, 032円